

第 22 回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和 6 年 3 月 27 日（水）
船橋市保健福祉センター3 階
保健学習室、歯科検診室

〔議題〕

○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

○開会后

議題

1. 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果の検証について
2. 災害時等における動物愛護指導センターの役割について

その他

- ・多頭飼育崩壊の未然防止等に係る連携について（報告）
- ・次回の会議について

〔開会前〕

1. 事務局説明

本日、欠席者なしの旨、及び動物愛護管理対策会議設置要綱第 5 条第 4 項に基づき、猫の森代表の北村氏をお呼びしている旨の報告があった。

2. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井です。会議の開催にあたり、あいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃、本市の市政並びに動物管理行政に対しご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

それでは、会議開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

今年 1 月 1 日に石川県能登地方にて地震が発生いたしました。多くの人命が失われたほか、今なお多数の方が避難生活を強いられている状況です。被災

地では、はぐれた犬猫の保護収容や、仮設住宅でのペットとの同居等様々な対応が必要となっております。

本日は、当市におけるペットの災害対策の現状について報告申し上げ、今後必要な対応等ご協議いただければと思います。

また、平成 28 年から開始している飼い主のいない猫の不妊手術実施事業について、その効果検証の中間報告を行います。当事業は、開始から 8 年を経過しようとしているところでありますが、事業を行うことにより何に効果があったのか、なかったのか事務局として整理し報告申し上げ、今後の事業の進め方等ご協議いただければと思います。

最後に、多頭飼育問題の関係で、昨年 8 月 18 日に開催した前回会議において、特定の団体が市公民館を利用していることについて、事務局から説明をしました。本日は、事務局で当該団体から聞き取った情報を整理したものを報告するとともに、実際に活動されている方にも本日もご出席をいただきまし

て、その状況をご説明いただくとともに、皆様方からいろいろご質問等も頂戴したいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様方におかれまして、は、本日も短い時間でございますが、様々な観点から活発なご議論をお願いしたいと思っております。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

- ・会議の公開・非公開については、公開とすること、会議録は公開しホームページに掲載すること、
 - ・傍聴者定員を7人として募集したが、本日2人の傍聴者がいること、
- 以上の報告があった。

〔傍聴者入室〕

14時8分開会

1. 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果の検証について

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明）

資料1をご覧ください。飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果の検証について説明する。

スライド2ページをご覧ください。飼い主のいない猫の不妊手術実施事業（以下「TNR事業」とする。）の効果の検証を行うにあたり、その検証方法を検討した。全国の計128の都道府県政令市、中核市の動物愛護管理関係担当部局で組織される協議会である全国動物管理関係事業所協議会の令和3年度の全国会議にて、「TNRによる環境問題に対する効果の検証について」が議題として挙げられた。

議題の内容として「1 TNRによる効果の検証を行っていますか。また、その方法は。」「2 効果の検証はどのような結果となったか。」「3 （2で効果ありとした自治体）効果ありと判断した理由、具体的な指標等は何か（自由記載）。」に対し、参加の128自治体が回答した。

スライド3ページをご覧ください。議題に対する

回答のまとめです。

TNRによる効果の検証を行っている自治体は38自治体で行っていない自治体は90自治体であった。効果検証を行っている38の自治体における検証の方法は、多い方から苦情数、住民へのアンケートや地域猫活動団体や制度利用者へのアンケート、猫の収容数、道路上等の猫の死体回収数であった。

スライド4ページをご覧ください。TNRの効果検証を行った38の自治体における検証の結果のまとめである。

32の自治体が効果ありとし、2の自治体が効果なしと回答した。効果があるとした32の自治体は、苦情数や猫の収容数、道路上等の猫の死体回収数が減ったために効果ありと判断しているほか、地域猫活動団体や制度利用者へのアンケート結果により効果があると判定している。

スライド5ページをご覧ください。以上から、効果検証の方法として、①として市に寄せられる猫に関する苦情数、②として所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数、③道路上等の猫の死体回収数の推移を集計し、TNR事業による不妊手術実施数（以下「TNR実施数」とする。）の推移との相関分析を行うこととした。相関分析とは、相関係数を計算することにより2つの項目間の関連の強さを調べる分析である。正の相関がある場合は、一つの項目が増えたときにもう一つの項目も増え、負の相関がある場合は、一つの項目が増えたときにもう一つの項目が減るというものである。②を所有者の判明しない91日齢未満の猫としたのは、TNR事業の効果を表すものとして、生まれてくる子猫の数が有効と考えたためである。

スライド6ページをご覧ください。TNR事業による不妊手術実施数及び募集数の推移です。

TNR事業は平成28年から事業を開始した。平成29年からは、市民の利便性を向上させるため、京葉地域獣医師会の飼育動物診療施設（いわゆる動物病院）でも不妊手術の実施ができるように変更した。ほとんどの年で募集数に近い数の不妊手術を実施し、開始7年で約2,600匹の所有者の判明しない猫に対し、不妊手術を実施している。

また、平成30年度及び令和元年度については、飼育動物診療施設の募集数を超える応募があったため、予算の流用により超えた分の不妊手術を行った。なお、令和6年度は飼育動物診療施設への応募数が多いことから、募集数を増やして対応する予定である。

スライド7ページをご覧ください。検証項目①の市に寄せられる猫に関する苦情申出数とTNR実施数との相関について検討を行った。こちらは1事例を1件として計上している。苦情の内容として、農作物・家畜、住居・庭園、捕獲依頼、鳴き声、汚物・悪臭、その他の6つに分類し集計している。市に寄せられる猫に関する苦情数は、年間概ね250～300件の間で推移しており、横ばい状態である。

スライド8ページをご覧ください。市に寄せられる猫に関する苦情申出の内訳です。参考に犬に対する苦情申出数も示した。申出者の主訴を集計している。市に寄せられる猫に関する苦情の申出の内訳として最も多いのは、猫のふん・尿による汚物・悪臭に関する申出で、猫に関する申出の5割から7割を占める。

スライド9ページをご覧ください。市に寄せられる猫に関する苦情の申出数とTNR実施数について相関分析を行った。一般的には、相関係数が1もしくは-1に近づく程相関があるとされ、 ± 0.7 以上で強い相関あり、 $\pm 0.4 \sim 0.7$ の間で中程度の相関がある、 $\pm 0.2 \sim 0.4$ の間で弱い相関がある、 ± 0.2 以下で相関性なしとされている。今回の検証では、市に寄せられる猫に関する苦情の申出数とTNR実施数についての相関係数は、 -0.15 であるため、その相関はないと分析された。

スライド10ページをご覧ください。次に項目の②として所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数とTNR実施数との相関について検討を行った。所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数は、その年により増減を繰り返しているが、減少傾向がある。また、平成22年や平成24年のように300匹を超える収容は過去10年なく、250匹を超える年も少なくなっている。

スライド11ページをご覧ください。所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数について千葉市、

柏市との比較をおこなった。こちらは環境省が全国の地方自治体から取りまとめている動物愛護管理行政事務提要からの数字である。柏市も船橋市同様増減を繰り返しているが、減少傾向である。千葉市は、年間概ね150～250匹の間を推移している。

スライド12ページをご覧ください。公的な所有者の判明しない猫の不妊手術制度や不妊手術への助成金等の制度がない北海道、東北の4つの自治体における所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数の推移です。船橋市より低い水準でその収容数は増減を繰り返している。

スライド13ページをご覧ください。船橋市における所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数の月ごとの推移です。所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容は、4月から6月と、9月から10月にかけて収容のピークがある。グラフからわかる通り、そのピークは年々減少している。

スライド14ページをご覧ください。所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数とTNR実施数について相関分析を行った。その相関係数は 0.25 であり弱い正の相関があると分析された。

スライド15ページをご覧ください。こちらは参考での資料となる。TNR事業の効果は実施の翌年以降に現れるとの仮定から、所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数とその前年度のTNR実施数に対し相関分析を行った。その相関係数は -0.32 であり、弱い負の相関があると分析された。

スライド16ページをご覧ください。次に項目の3つ目として市内の道路上等で回収される猫の死体の数とTNR実施数との相関について検証を行った。平成27年度以降緩やかに減少しており、令和4年度は1,017匹で、平成27年の1,902匹と比べ、約半減した。

スライド17ページをご覧ください。市内道路上等の猫の死体回収数の推移について千葉市、柏市と比較を行った。千葉市、柏市共に市内道路上の猫の死体回収数は減少している。

スライド18ページをご覧ください。「認定NPO法人人と動物の共生センター」が全国41の政令指定都市、中核市に対し、道路上等の猫の死体回収数

について令和2年に調査した結果です。平成27年から令和元年までのデータで、道路上等の猫の死体回収数は減っているという結果でした。

スライド19ページをご覧ください。公的な所有者の判明しない猫の不妊手術制度等がない他県D市、こちらはスライド12ページのD市と同じ市における市道における猫の死体回収数です。D市市道における猫の死体回収数は微減している。

スライド20ページをご覧ください。市内道路上等の猫の死体回収数とTNR実施数について相関分析を行った。相関係数は、 -0.78 で強い負の相関があるという分析となった。

スライド21ページをご覧ください。①市に寄せられる猫に関する苦情申出数、②所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数、③道路上等の猫の死体回収数のそれぞれについてTNR実施数との相関関係を分析した。

①市に寄せられる猫に関する苦情申出数とTNR実施数の相関係数は -0.15 であったため、その相関関係は認められない。

②所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数とTNR実施数の相関係数は、 0.25 であったため、弱い正の相関関係が認められた。

③道路上等の猫の死体回収数とTNR実施数の相関係数は、 -0.78 で強い負の相関関係が認められた。

スライド22ページをご覧ください。まとめです。TNR事業と市に寄せられる猫に関する苦情申出数の関係です。市に寄せられる猫に関する苦情申出数は過去5年間で減少していません。また、苦情の申出数とTNR実施数の相関係数は -0.15 であり、その相関は認められない。TNR事業の実施は、相関分析において市に寄せられる苦情申出数には影響を与えないことが示唆される。

スライド23ページをご覧ください。TNR事業と所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数との関係です。

所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数は年度ごとに増減しているが、減少傾向である。

TNR等所有者の判明しない猫対策を行っていない自治体においても、所有者のいない91日齢未満の

猫の収容数は年度ごとに増減している。所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数とTNR実施数の相関係数は 0.25 であり、弱い正の相関が認められた。所有者の判明しない91日齢未満の猫収容数について、前年度のTNR数との相関分析を行ったところ、相関係数は -0.32 であり弱い負の相関が認められた。TNR事業の実施と所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数には影響しないことが示唆される。

スライド24ページをご覧ください。TNR事業と市内道路上等の猫の死体回収数との関係です。

道路上の猫の死体回収数は年々減少している。また、道路上で回収される猫の死体回収数とTNR実施数との相関係数は -0.78 であり、負の強い相関関係にある。公的な所有者の判明しない猫の不妊手術制度等がない自治体の数がわずかしかなく、その道路上で回収される猫の死体回収数との比較が難しくはあるが、TNR事業の実施により道路上の猫の死体回収数は減少していると示唆される。

スライド25ページをご覧ください。TNR事業の効果検証についての今後の予定です。

今回行ったTNR事業の実施数と市に寄せられる猫に関する苦情申出数、所有者の判明しない91日齢未満の猫の収容数及び道路上等の猫の死体回収数との相関については継続して実施していく。TNRの実施数の地域ごとの数と、その地域から持ち込まれる所有者の判明しない91日齢未満の猫の数や道路上等の猫の死体回収数の比較やTNR事業を実施した町会・自治会等へのアンケート調査を行い、TNR事業のより効果的な方法の検討に生かしていきたいと考えております。説明は以上です。

.....

〔質疑〕

○中村会長 ただいまの説明について、質疑のある方は、挙手を願う。

○早川委員 一点だけ伺う。TNR事業における不妊手術実施数及び募集数について先程説明をいただいたとき、2,500匹の不妊手術を行ったと報告を受けたところであるが、これの地域別、現在24あるコミュニ

ティ別、もしくは東西南北中部といった5ブロックでも構わないので、地区別の統計はあるか。

○動物愛護指導センター所長 今回は全体の結果について示している。地域別等については、次年度に行う予定で、今後の検証に役立てていきたいと考えている。

○中村会長 他に質問はあるか。

○牧野委員 TNR 事業実施数と苦情申出数との相関関係がないということだが、今回私の住む地域でも33匹不妊手術をしていただき、子猫の生まれる数は減ったのだが、地域のトラブルというのは起きていて、苦情の大半は先程のグラフにあるように、ふん尿による汚物悪臭であったので、ご近所の方とふんを片付けたり、餌の与え方を配慮したりし、リターンの後も管理をしたら数週間でトラブルが減った。不妊手術をしてもふん尿は毎日するので、おそらく苦情は減らないだろうなということを実感したので、猫をリターンしてそのままではなく、その後地域で管理していくことが大事と感じた。

スライド最後のページにアンケートの実施とあるが、今回初めてTNR事業に参加し、これがあることを知ったのだが、アンケートの内容が不妊手術の前後で猫の状況が元の場所にいるか、いなくなったか、飼い猫になったのか、未手術の猫がどのくらいいるかといった細かい内容を記載することとなっているが、管理しないとその猫の内訳を記載することが難しいと感じた。このアンケートに不妊手術前後の苦情状況等を追加したら、その地域と照らしあわせて、もう少し高い精度の効果測定ができるのではないか。

○動物愛護指導センター副主査 スライド最後で説明したアンケートについてはまだ実施していないので、アンケートを実施する際にはいただいた意見も取り入れて行いたい。

○中村会長 他に質問はあるか。

○駒田委員 詳細な検証ありがとうございました。船橋市は、以前は地域猫を進めていたと思うが、今回TNRということで、牧野委員の意見と重なる部分があるが、地域猫活動というのはTNRの後管理をしていくことになると思うが、TNRというのはリリースしてお終いというのがTNRと思うのだが、地域猫

を行えないところがTNRを行うというのが方策という考えなのだろうか。

○動物愛護指導センター所長 駒田委員からのご質問は地域猫に関するものと思うが、今回の検証についてはTNR、猫を増やさないための不妊手術についての効果検証となっており、地域猫に関してはガイドラインをご参照いただきたい。

○中村会長 他に質問はあるか。

○南川委員 地域猫活動もTNR事業も飼い主のいない猫対策で効果測定をどうするのかということで、例えばモデル地区等での猫の頭数調査等を船橋市では実施するのは難しいか。

○動物愛護指導センター所長 現在のところ、モデル地区をどこにするのか決めることができないため、頭数調査等を行うことはできないが、効果検証を続けながら検討して参りたい。

○保健所長 今事務局から説明したが、ご質問の地域別にどうかという点について、先程答弁したようにまず来年度地域別で分析し、その地域ごとでの評価をおこない、地域ごとにいろいろな活動が行われているところと行われていないところで、データでどのように差が出てくるのかを勘案しながら、効果があるというように出てくるのならば、ご質問のあったようなことを検討するとして、地域特性等をしっかり見ていきたいと考えている。

○中村会長 他に質問はあるか。特になければ、次の議題とする。

2. 災害時における動物愛護指導センターの役割について

[説明]

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明） 次に資料2をご覧ください。災害時における動物愛護指導センターの役割について説明する。

スライド2ページをご覧ください。本日の内容です。1 平常時と災害時におけるそれぞれの役割、2 市区町村が行う対策の例、3 災害時等における動物愛護指導センターの役割についてそれぞれ説明する。

スライド3ページをご覧ください。こちらは第20回の対策会議でも説明した資料で環境省作成の人とペットの災害対策ガイドラインから抜粋したものである。平常時と災害時における飼い主と自治体それぞれの役割である。飼い主の役割は、ペットを飼うという権利に不随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつことである。自治体の役割は、災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発することとされている。

スライド4ページをご覧ください。市町村が行う対策の例です。平常時は、ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発、ペットとの同行避難も含めた避難訓練、避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者等）との検討と調整、住民への周知等の対策が必要とされている。

災害時は、ペットの同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援、指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ、指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援、都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力、被災住民等への動物救護や飼養支援に関する情報の提供等を行っていきとされている。赤枠で示した、普及啓発と同行避難について、令和5年度に市で行った取り組みについて、次のスライド以降で説明する。

スライド5ページをご覧ください。令和5年3月に開催した、第20回動物愛護管理対策会議において、「船橋市におけるペットの災害対策」についてご協議いただいた。その際、委員の皆さまからいただいたご意見です。普及啓発については、地区連合会等を通して普及啓発を行う方法の提案や、避難所での過ごし方について教育や啓発が必要というご意見をいただいた。避難所については、避難所のペットの保管場所の十分な確保や、犬と猫の棲み分け、町会自治会長は毎年変わるため、避難所におけるペッ

トの避難場所の確保について連携が必要というご意見をいただいた。

スライド6ページをご覧ください。飼い主への災害に関する普及啓発の取組みについて説明する。自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主がしつけや健康管理等で十分な飼養責任を果たしていることが前提となる。そのためには、市は平常時から飼い主に対し、災害に対するペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について啓発しておくことが必要である。

スライド7ページをご覧ください。センターでは、ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発のために、今年度「人とペットの防災対策」の啓発用リーフレットの改訂を行った。内容は、日頃からの備えとして、家での災害対策、ハウストレーニング、しつけ、所有明示、防災用品の準備についてと、避難所での過ごし方についての構成となっている。このリーフレットは、今後犬の注射済票の交付の際やパネル展等で配布し、啓発していく。

スライド8ページをご覧ください。毎年公民館で行っている災害対策に関するパネル展の様子です。今年度は15の公民館でのパネル展を開催した。

スライド9ページをご覧ください。次に、市立学校及び公民館における、同行避難場所の確保について説明する。令和元年に市立の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校長に対し、災害時におけるペット同行避難時のペットの保管場所の確保について依頼した。公民館については危機管理課が依頼した。その結果、すべての市立学校、公民館にペットの保管場所が確保された。この保管場所は、人の動線とペットの動線が近接しない、動物の鳴き声、臭い、毛の飛散等による一般の避難者への影響が少ない、直射日光を避けることができる。（屋外の場合は日よけがあるか、支柱等を利用してブルーシート等で日陰を作ることができる。）、清掃、消毒、換気がしやすい、物資等の搬入等、避難所運営の支障とならない、広さが約30㎡程度以上ある等を条件として定めてもらった。

スライド10ページをご覧ください。令和元年度

に災害発生時におけるペット同行避難に関し、避難所でのペットの保管場所について調査を行ったところですが、今回、飼い主がより安全に避難行動がとれるよう、避難所におけるペットの保管場所を市ホームページに公開することとし、市内小中学校に対し再調査を行った。再調査にあたっては、避難所におけるペットの保管場所については、台風等の風水害による避難の際に、従来の地震を想定した屋外の保管場所では対応できないため、屋内での保管についても予め想定しておく必要があることを伝え、調査しました。

スライド 11 ページをご覧ください。再調査の結果です。全ての施設（84校）において同行避難の受入れ場所が確保されていることが確認できた。

- ・前回の回答から変更があった施設は、30施設であった。
- ・屋内にペットの保管場所を設けた施設は、59施設であった。
- ・屋根付きの屋外にペットの保管場所を設けた施設は、23施設であった。
- ・屋根の無い屋外のみにはペットの保管場所を設けられない施設は、2施設であった。

各避難所におけるペットの保管場所は、今後、市ホームページに公開し、同行避難の一助としていただく。これまでの大災害において、ペットと共に自宅に留まり被災してしまったり、その人を救助するために救助者が二次被害に合ってしまったたり、取り残されたペットが繁殖して地域の環境問題となってしまう例があります。これらを防ぐために、ペットの避難対策は重要です。

スライド 12 ページをご覧ください。市では、毎年行われる総合防災訓練に合わせ、主会場でペット同行避難訓練を実施している。令和5年度は金杉小学校で実施した。訓練は、避難所運営マニュアルに基づき、ペットの受入れ訓練と、しつけの実演、実際に持って行く防災グッズの展示、京葉地域獣医師会の獣医師と千葉県動物愛護推進員から講話を行った。デモンストレーションや講話は非常に好評であったが、悪天候の場合の対策や、寒さ暑さ対策も必要と考えられた。また、参加者が少なく、同行避難の必

要性について市民への更なる啓発が必要と考えられた。

スライド 13 ページをご覧ください。

次に災害時等における動物愛護指導センターの役割について説明する。

スライド 14 ページをご覧ください。全国動物管理関係事業所協議会の令和5年度の全国会議に「動物愛護管理センター等の災害対策機能について」を議題として提出し全国の自治体の状況を確認した。

「1 動物愛護管理センター等を災害時の拠点として整備していますか」については、整備している自治体が50自治体、整備していない自治体が53自治体との回答であった。次に「2 整備内容について以下から選択してください」については、一時的に増加する犬、猫を収容するためのケージを余分に保管しているとの回答は48自治体、動物用のフードを余分に保管しているとの回答は36自治体、その他スライドのとおり回答があり、全国の約半数の自治体で、動物愛護管理センターを災害時の拠点として整備し、ケージの備蓄を行っていることが分かった。

スライド 15 ページをご覧ください。続いて、「動物愛護管理センター等自体が被災した場合を想定した災害対応マニュアルを定めていますか」という質問に対し、定めている自治体は9自治体であった。最後に、「市民向けの災害対策用パンフレット（犬、猫に特化、又は犬、猫について重点的に記載したもの）の作成をしていますか」という質問に対し、作成している自治体は42自治体であった。

スライド 16 ページをご覧ください。ここからは、船橋市の地域防災計画等について説明する。放浪ペットの保護・収容体制の整備として、被災によって放浪するペットの保護・収容対策について、関係機関と協議を行い、保護・収容施設の確保や協定締結等、事前に体制づくりを行うことが記載されています。また、組織として、動物愛護指導センターは、第1災害医療対策班の班員となる。

スライド 17 ページをご覧ください。避難所におけるペット対策として、市は、獣医師会等関係団体との協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物

について、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めると記載されている。また、避難所でのペットの飼養は、飼い主が責任を持って飼養することが原則とされ、避難所運営委員会が、避難所における飼養場所の指定を行うこと等が記載されている。

スライド 18 ページをご覧ください。作業チームは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり、逃げた場合には、京葉地域獣医師会及びNPO やボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護すること、また、ボランティアの受入れ体制の整備について記載されている。

スライド 19 ページをご覧ください。参考資料として、千葉県の地域防災計画を掲載しました。市町村は、同行避難に備え同行避難場所を確保することや、同行避難訓練の実施に努めること等が記載されている。

スライド 20 ページをご覧ください。次に、船橋市避難所運営マニュアルについて説明する。市では、大規模災害に備え、平常時から避難所の運営について地域の皆様が避難所となる施設管理者と話し合い、避難所開設当初から円滑な運営を行うことができるようにするため、船橋市避難所運営マニュアルを作成している。本編、避難所運営委員会等の業務、様式集から構成されており、本編は、災害発生当日の初動期から、ライフライン回復時の撤収期までの4期に分けて、どのように避難所を運営していくのが書かれている。

スライド 21 ページをご覧ください。避難所運営マニュアルでは、避難所におけるペットの受け入れに関する事項が記載されている。まず、受付において、(1) 登録情報の確認を行います。この際に用いる、「避難所ペット登録台帳」や「ペットの飼い主の皆さんへ」について様式が定められている。また、避難所では、飼い主自身が責任をもって飼育するよう徹底します。次に、(2) ペットの受け入れ場所の確保、排泄場所の指定については、避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受け入れ、ペットはケージに入れる又は係留する、犬、猫等動物の種類ごとに区分して飼育と規定されている。

(3) ペットの飼育については、避難所のペットの管

理責任は、飼い主にあることを原則とする、ペット受け入れ場所の清掃は、飼い主間で当番を決めて交替で行います、(4) ペットに関する相談は、船橋市動物愛護指導センターが窓口、となる。

スライド 22 ページをご覧ください。続いて、災害時等における動物愛護指導センターの役割について説明する。平常時は、ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発・避難訓練、災害時におけるペット対策に関する連携体制の整備、情報の収集及び共有方法の検討、指定避難所、応急仮設住宅におけるペットの受け入れ対策に関して、関係部署等との調整、必要物資の備蓄・更新が挙げられる。

スライド 23 ページをご覧ください。災害発生時の初動対応です。被災者対応、被害状況の把握、動物救護本部等の設置の検討、飼い主（ペットの飼養者）への支援、動物救護本部等の設置、ペットに関する情報の一元化、負傷動物・放浪動物等の保護が必要な動物への対応、関係団体等との連絡調整及び支援要請が必要となる。

スライド 24 ページをご覧ください。発災後1～2日以降は、ペットに関する相談窓口の設置と運営、飼い主への支援（飼養相談・物資の提供・健康管理等）、負傷動物の救護、放浪動物の保護・収容、飼い主からの依頼に基づく一時預かり、飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡、必要に応じ、動物救護施設を設置・運営、専門ボランティアの受け入れ、広域連携による一時預かり、譲渡が必要となる。

スライド 25 ページをご覧ください。動物愛護指導センターの業務を平常時と災害発生時に分け整理した表です。

スライド 26 ページをご覧ください。参考として、能登半島地震における対応状況を掲載した。1月1日に地震が発生し、1週間後の1月7日に石川県が被災者向けペットの相談窓口を設置し、翌日1月8日に石川県獣医師会が動物対策本部を立ち上げた。これらの経緯については、環境省のホームページに公表されているので、ご参照ください。

スライド 27 ページをご覧ください。参考として、熊本地震における対応状況を掲載しました。熊本地震は、平成28年4月14日に地震が発生したが、ペ

ット救護本部が立ち上がったのは、1 か月半後の 5 月 27 日でした。

スライド 28 ページをご覧ください。平常時及び災害時に行う業務について、①～③のとおり、発災時において必要な業務を順位付けした。①で困った、動物救護本部の設置、負傷動物や野犬等の収容等を、発災直後直ぐに必要な業務として整理した。

スライド 29 ページをご覧ください。避難所開設の際のペットの情報の流れを示した。

●避難所の情報は収容班を通して市役所が管轄する災害対策本部へ報告される。

●災害対策本部に吸い上げられた情報で、避難所での医療に関する情報やペットに関する情報は、第1 災害医療対策班の災害医療対策本部や動物愛護指導センターへ報告される。

●物資の供給に関しては避難所から直接供給班へ物資の依頼をすることで、供給班が協定を結んでいる協定先に物資の依頼を行い、協定先から直接物資が避難所に供給される。

●動物愛護指導センターは、千葉県動物救護マニュアルに基づき、千葉県動物救護本部にペット用品等の要請や、ボランティア等の応援要請を行い連携を図る。また、協定に基づき、京葉地域獣医師会へ要請を行い、避難所巡回等を行う。

スライド 30 ページをご覧ください。災害発生時の動物収容の流れです。負傷動物や、災害により飼養継続が困難となった動物、所有者不明の犬等は、動物愛護指導センターへ収容する。収容した動物は、飼い主や、飼養を希望する人を探し、返還や譲渡に努める。これは、通常と同じ業務です。一方、災害時は、センターへ収容される動物が平常時より増加することが考えられるため、協定に基づき、京葉地域獣医師会の飼育動物診療施設へ一時預かりを依頼する。

スライド 31 ページをご覧ください。災害発生時の動物に関する相談業務のながれです。災害対策本部等から避難所における動物に関する相談を受けた場合、協定に基づき、京葉地域獣医師会へ避難所巡回を依頼し、京葉地域獣医師会の会員獣医師が、避難所で動物に関する巡回指導を行う。また、必要に

応じ、千葉県動物救護本部へ、動物愛護ボランティアの派遣を依頼する。

スライド 32 ページをご覧ください。最後に、災害時等における動物愛護指導センターの役割について、現状と課題を整理した。同行避難場所の確保、京葉地域獣医師会との協定（避難所巡回、センター収容動物の一時預かり）、災害対策に関する啓発事業（リーフレットの作成、パネル展の開催等）は現在対応できている。一方、今後の課題として、発災直後のセンター職員の人員不足、センター職員の放浪動物の捕獲技術不足、センター以外の動物の保管場所の確保、ボランティアの受け入れ体制の整備、動物用品の備蓄、近隣自治体との連携体制、飼い主からの依頼に基づく一時預かり体制の整備、災害対策に関するハンドブックの改正について、が挙げられる。説明は以上です。

.....

[質疑]

○中村会長 お聞きのとおりです。ただいまの説明について、質疑のある方は、挙手を願う。

○石塚委員 この資料を昨日読ませていただいて、全部 1 通り目を通し、全部を見たわけではないが、本当に災害が起きると思って作成しているのかと正直感じた。まずセンターの場所自体が確実に被災するのではないかと。例えば地震が起きた時にセンターがある場所はいろんなことが起きそうな場所にある。それに関して一つも触れられてなく、無事である状態でセンターが機能する前提でこの資料が作られていることに違和感を感じた。私たち委員がここに集まっているのは、動物愛護指導センターの機能の強化の部分で話し合いに来ていて、本当に災害が起こる想定で準備していきたいと考えている。なので、災害時にセンターを頼りにしたいが、あの場所は確実に液状化しているのではないかと。私は船橋に住んで約 40 年経つので、どういう場所がどういう地盤であるか結構分かっているつもりでいます。そのため、子供がもしあそこいたら大きな地震が起きた時にそれを心配します。あの場所にあるセンターが

どのような状況になっているのか大体想像つくので、大きな地震が起きた時に、センターが問題点としてその部分を全く自分たちのことをあげてない。人員不足やたくさんの動物がそこで被災してしまうことが心配になりました。大きな地震が起きた際に、船橋市独自の災害のマニュアルを作成したと考える時に、センターが役割を作るとしたら、まず自分たちが無事であることが重要ではないかとすごく感じた。船橋市は本当にいい街でとても近くに色々なものがあるし、色々な地盤もあって、私は芝山に在住しているが、今までの東日本大震災の時も何かが起きて水が来たりもないし、周りに倒壊した家は一軒もなかった。停電もしないし、水道が断水することもなかったの、そういう意味ではいい地盤であると思うが、それでもゼロではないです。ただ船橋の中でもいろいろな地盤があるので震度7を経験した時にこの場所はこうだという船橋市独自の目線がこの資料の中にもう少しあってもいいのではないかと感じた。本当に地震が起こるといふふうにもっと考えて欲しいですし、その時にこのセンターがどんな役割をできるのか、今のセンターにそこで今後の課題、今現状できることの予想というのをしっかりと資料に反映させてほしいと感じた。あと一つ感じたのが避難所に行くと行った時に動物がいる人という人で二つには別れると思う。その時に避難所で強い声上がるのは動物が嫌いな人だと思う。確実に動物が嫌いだから、動物は来させないようにするというのがまず大きく、強く出される意見だと思う。その中でどのようにしたら動物と人間と一緒に避難した時に問題が起きないかという、やはり知識がある人がリーダーとなって、こういうふうにするべきだということをもともと準備しておくのがすごくいいと思う。私は動物取扱責任者として、1年に1回研修に参加しているが、その時にいらっしゃる動物取扱責任者は、船橋に住んでいる方も多くいるので、そういう方から例えばリーダーとなるべき人を募集するなりして、有事の際にはそういった方がリーダーとなり、うまく一緒に住み分けができるような指導ができる体制をセンターの人が今から作り、制度的にそういったものができてよいいのでは。

○動物愛護指導センター所長 ご意見ありがとうございます。今回の資料がすべてではないが、動物愛護指導センターが無事に機能する前提で作成している。石塚委員のおっしゃるとおり、センター周辺は液化化する可能性が高いと思いますので、今後いただいた意見も含め、検討したいが、すぐにできる問題でもないため、まずはできる範囲から考えていきたい。

○中村会長 ありがとうございます。個人的な意見となるが、市と京葉地域獣医師会は災害に関する協定を結んでいるほか、小さな地震が発生した場合でも、京葉地域獣医師会員内で、一斉にメールの送信があり、安否確認のほか、診療が可能であるかの確認のトレーニングをしている。確かにセンターの場所は不安がある。しかし、市内の動物病院もそれぞれ対策できるような準備をセンターも行っているの、できることからコツコツやるのと、後は人手が圧倒的に不足していることは誰が見ても明らかなので、ボランティアの育成というのもセンターに行っていたきたい。他に意見あるか。

○早川委員 今のご指摘ももっともだと思うが、私はこの資料を見せていただいた時にピンポイントで動物愛護指導センターとしてはこういう対応と記載があるので、実際の運営にあたっては危機管理課が作っている避難所運営マニュアルに基づいて、私たちはやっていかざるを得ないと考えている。昨年11月26日に金杉小学校を会場として総合防災訓練が行われ、いろいろご指導いただいたところであるが、当日参加者からは先程説明があったように、天候が極めて寒くてなかなか出てこれないという人もいて、うちの犬が風邪を引いてしまうから今日は行かないといったお話もあって、数が少なかったが、しかし参加した人からはいろいろご説明をいただきありがとうございますという話があった。

実は私は平成24年から金杉小学校の避難所運営協議会を立ち上げて12年間活動やってきた。年4、5回程度の会合だが、そこで一番やはり課題になっているのが避難行動要支援者の受け入れ誘導及び安否確認。次いでペット問題です。ペットに関して言えば同行避難はできるけれど、同居はできない。そ

れ故にうちはペットがいるので避難しない。これは地域として大変困る。その対策を避難所としてどういう風に対応していけばいいかが大きな課題の一つになっている。ペットというと何やら犬猫みたいなことしか頭に浮かんでこないですが、私ども保健衛生班は、ハムスターやセキセイインコを家に置いておいてとはなかなか言いにくい。いろんな影響が出てくるので、そういったものを受け入れるにあたって学校施設内は人間中心ということもあって、ペットの場所の確保ができにくいところが結構ある。どうしても屋外ということになってくると雨風雪の時にどのようにすればいいのかや、小型犬を飼っているお宅はケージやキャリーバッグをお持ちだが、大型犬を飼っているお宅は全くお持ちではないので、これも外に繋ぐしかない。猫のケージを持っているお宅は私の家の周りではほとんどいないです。猫はどうしたらいいのかという話もよく伺います。ただそういう方々が小動物がいるが故に避難しないと云われるのが一番困るのでさっき申し上げたように、なんとか避難所運営委員会としても考えていかなければならないというのが一番今大きな課題にはなっている。

後はペットではないのですが、船橋市は避難所に避難する際に車での避難を原則認めていない。これは、交通渋滞等によって緊急車両が入らなくなる、あるいは避難所施設としての校庭等での事故の想定の問題、こういったことがあるので極力車では来ないでくださいと。ただ、小さなペットを連れてくる人はどうしても車でしか移動できない、あるいは足の不自由な方や車でしか移動できない高齢者の方が結構たくさんいる。車で避難してきた人たちの対応をどうするかというのも、ここから先は臨機応変でしか対応できない。なんとかそういう方達を施設内に収容できるように、しかしこういう地震災害は今更言うまでもないが授業中に起こるかもしれない、夜中に起こるかもしれない、休みの次の日に起こるかもしれない。いつ本当に起こるか分からない時に全部マニュアルの中で対応しようとしても絶対にできない。その時々状況に応じてやっていくしかない。従って、私たちはこの12年間平常時にそう

いったことも含めて避難訓練もやってきてはおります。全く自信がないのはいざ本番になった時に今までやってきたことが役に立つのかなという不安は全くそのまま残っています。少しでもそういう意識を持ってやってきたのだから、なんとかうまく運営できるようにやっていこうよねという程度で、今のところできませんので、人間優先ペット優先、家族の一員だからペットを大事にしたいで、先程お話があったように嫌いな人というのはどうしようもないので、保健衛生班は、一般受付とは別のところにペット専用受付を設けて対応している。いずれにしろ災害時の動物愛護は難しいところがあるので、私たちが大きな課題の一つとしてこれからも指導を受けながら進めていきたいなと思っている。

○中村会長 ありがとうございます。皆様、色々な立場から様々な意見を出し合って、なるべくいい形にしていければと考えておりますが、災害対策に関してはまた皆様と相談の上進めていきたいが、他に意見のある方はいらっしゃるか。

○南川委員 スライド 30 ページの災害発生時の動物収容の流れのところであるが、センターでは最大何頭程度の収容をイメージしているのか。

○動物愛護指導センター所長 具体的な数はお示しできないが、100頭程度と考えている。センターの収容数は限りがあるので、それを超えた場合においては、協定に基づき京葉地域獣医師会の動物診療施設に一時保護をお願いするということを想定している。もっとも動物診療施設も被災した場合は預かることができないので、その場合は近隣の市町村等への依頼も含め作成している。

○早川委員 先程伺わなかったが、センターとしてケージやキャリーバックの貸出し、ペットフードの備蓄等を検討されたことはあるか。

○動物愛護指導センター所長 船橋市が被災した場合で、フードが足りない場合は千葉県の救護本部に要請をする。もしくは協定先から頂戴するという形になる。今、備蓄があるかということ、ペット用品の備蓄はない。ケージ等についても、貸出等は難しいが、余分に準備している。

○南川委員 先程の説明の100頭というのが多いの

か少ないのか全くイメージがわからないが、船橋市としてシミュレーションしていただきたいが、この所有権放棄（飼いきれない）についてどのような状況なのか、また能登地震での2次避難、3次避難の際に色々なペットが足かせとなり移動できない、そのような場合に、飼い主から一時的に預かってほしい、所有権放棄ではないがというニーズについて、どこが担うのかというシミュレーション等も今後行っていただき、結果を教えてください。

○保健所長 先程、ペットフード等のいろいろご質問がありました。今回の災害に関する資料のスライド6ページ目にあるように、ペットですので当然飼い主がいる前提の話なので、基本的には自助、ペットに関わるものについてはご自宅の方でいろいろ準備していただく必要がある。実際問題それで対応ができるかどうかはあると思うが、そこは少し人とは違うところ、人の場合はどうしても人命救助が最優先されるが、動物の場合は動物愛護の観点もあるが、現状としてはまず人をなんとかするという状況であることを回答いたします。

○中村会長 他に意見あるか。

○駒田委員 先程早川副会長からのお話で少しありましたが、うさぎや鳥、ハムスターはどうするのかという話がやはりありましたが、10年以上前から防災訓練に参加すると、ここに出ているのは犬や猫ですよね、うさぎを飼っているがどうなりますかと市町村の担当の方に聞くと、今はまだその段階ではなく、その時はまだ同行避難をすることの方が大きな課題であって、なんとか都市部、船橋市のように皆さんの努力で犬に関しての同行避難、および猫についてもおそらく犬に付随し、犬猫に関しては同行避難の考えが良くなった。しかし、うさぎや鳥や小動物、飼っている方にとってもやはり犬や猫と同じようにやっぱり家族なのでよね。そういうことに対する対応っていうのは、やはりちょっと急がないといけない、今そういう風潮になっている。例えば江戸川区だと小動物、齧歯類や小鳥等が同行避難できると言っている。私も江戸川区民ではないので分からないが、同行避難できるといった時にどういうふうに置くか、置くかという言い方も変だが、軽い鳥

のケージを台の上に置いたら余震等で倒れてしまい鳥が逃げってしまうこともあるでしょうし、例えば猫のケージのすぐ近くに鳥が置けるかと言ったら置けないですし、それは実際結構皆さん鳥はかわいそうだろうと言うが鳥はそれを分からないです。むしろ猫の方が目の前で鳥にチチチチパタパタされ、それでもやっぱり捕食相手なので、そういうのもチチチチやっていたらやはり最初は猫も緊張しているし、環境も違うので最初は気がつかないみたいですがやはり時間が経つにつれてチチチチ言っている、なんだこれはと落ち着かなくなりストレスになってしまうようなこともあると思うので、動物種によって運営マニュアルのところ、資料21ページに犬猫等の動物の種類ごとに区分して飼育と記載がある。しかし、ハムスターが来ました、蛇が来ました、カエルが来ました、うさぎが来ました、鳥が来ましたと全部分けられるかといったら絶対分けられないと思うので、そこのところは早めに決めておいた方がよろしいのではないかと思います。あと、先程早川委員がおっしゃったように、猫のケージを持っていない人がほとんどだということに私はちょっとすごくびっくりし、ショックだったが、では動物病院に連れて行く時はどうしているのか。もしかして連れてってないのか、ワクチンを打っていないのか、ちょっといろんなことが思い浮かんだのですがやはりそれも啓発だと思う。もし本当に持ってない人がいるならば、自治会さんもやはり絶対に必要だよということでキャリーバッグを用意するようにと、欲を言えば怖い時にキャリーバッグに逃げられるように、キャリーバッグは自分を守ってくれるところと思えるように、それはしつけの方の話になってくるが、そんなようにしてあげるのはやはり、啓発は市の方々にお願いしたいと思う。

○切替委員 私も最終的には同じになるが、一般の飼い主に犬のしつけ教室等を開催している時にペットが被災する時どうしたらいいかと尋ねると、皆さんは集合場所に行けば、そこでどこかに入れてくれて犬と一緒にいられるというイメージを持っている。そこで犬と一緒に居られないよ、犬はどこに行くと思う、外だよと説明すると皆さんびっくりする。せ

っかくペット同行避難訓練があっても年1回だけで
すし、来てくださる方も非常に少ない。参加したい
と言っても実際の避難の場所で大勢来てしまうと対
応できないから、厳選した犬しか来てはいけないと
いう場合もあった。それだと一般の人は分からない
と思う。ペット同行避難というと一緒に部屋に居ら
れると思っている方も多いと思うが、避難所の学校
の先生に伺うととても建物の中に動物を入れられな
い。そうすると自宅避難が一番安全となっていく。
愛犬家の中には大きなバスを購入し、大型犬を飼っ
ている人はそこで避難しようという方もいらっしゃる。
そうなる何が一番いいのかわからなくなるが、
とにかく最低限のことは共有したい。今船橋市はこ
ういう現状だから避難と言ってもこういう風になっ
てしまうし、雨が降っていても外にケージでビニール
を掛けるだけと、冬でも暖房もないし、夏も暑い、
それを考えてハウスに入れるようにしたり、呼んだ
らすぐ来るような最低限のしつけの話になるが、と
にかく飼い主のしつけのレベルを上げなければいけ
ない、災害の時どうなるのかというのをもっと啓蒙
してほしい、バスにポスターを掲示したり、だれも
が見てくれる場所に、先程公民館に掲示していると
あったが、そのような行って見る場所ではなく、目
に入ってしまうような場所に掲示をしてほしい。も
っと急いで準備してもらわないと間に合わない、忙
しいと思うがそういう啓蒙を行ってほしいし、ペッ
ト避難訓練も行政の避難訓練とセットではなくても
よいので、ペット避難訓練だけでも良いので、色々
な小学校や中学校で出来たらよいと思う。

○中村会長 事務局、今の意見を聞いていただいて、
すぐに答えが出る話ではないと思うが、今回だけで
もこれだけ意見が出たので、この後どんどん肉付け
を皆でしていき、この後すぐに地震が起きるかもし
れないが、啓蒙が大事であることは間違いなく、続
けて広めていく必要があるので、事務局も多忙と思
うが、よろしく願います。時間が限られているの
で、次に移る。

その他 多頭飼育崩壊の未然防止等に係る連携につ
いて（報告）

○中村会長 多頭飼育問題への対応に係る連携にお
ける猫の森の移動手術車については、前回会議にて
ご協議していただき、頂いた意見について、事務局
より回答していただいたところです。

本件については、まず事務局から報告があります。
そのあと、本日お呼びしている猫の森代表北村様か
ら猫の森の活動内容について説明をお願いしたうえ
で、質疑に移りたいと思います。それでは、市内で
猫の譲渡や不妊手術等の活動を行っている猫の森代
表北村様、前までお願いいたします。

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長 資料3をご覧ください。
多頭飼育問題の未然防止等に係る連携について
報告する。

スライド2ページをご覧ください。多頭飼育問題
の課題として、まず多頭飼育崩壊の未然防止が難し
いことが挙げられる。多頭飼育者は、そもそも経済
的な理由で不妊手術をしていないことにより、多頭
飼育となっている場合が多い。加えて、社会的に孤
立していることが多く、多頭飼育の届出があったと
しても、また自分は大丈夫との思いや行政への不信
感により、センターによる調査に非協力的な場合も
あり、結果気が付いた時には多頭飼育崩壊に至っ
てしまう。

また、多頭飼育崩壊の対応も困難を極める。多頭
飼育者の生活の立て直しが必要であるが、そのため
には動物を減らすことが必要であるが、多頭飼育者
は所有権を放棄したがることも多い。仮に多頭
飼育者がその動物の所有権を放棄したとしても、セ
ンターの動物の収容能力には限界があり、またその
譲渡も困難である。センターには28の譲渡ボラン
ティア登録があるが、多頭飼育崩壊といった短期間
に多数の動物を収容することに対応できる譲渡ボラ
ンティアはほとんどいない。また、対応できるボラ
ンティアも一度に動物を引き受けることは困難であ
る。場合によっては飼い主が生活を立て直しながら、
少しずつ動物を減らすという対応も必要になる。多
頭飼育者は崩壊の有無に関わらず、動物を増やさな

い必要がある。多頭飼育対応は、行政だけでは対応が難しく、ボランティアの協力が必要である。

スライド3ページをご覧ください。多頭飼育崩壊の未然防止等に係る連携として令和5年4月から市内公民館での猫の森移動手術車の運用が行われており、その報告です。令和6年2月までに計11回実施され、合計166匹の猫に不妊手術が実施された。なお、運用開始から現在まで公民館及び動物愛護指導センターへの苦情の申出はない。

スライド4ページをご覧ください。猫の森移動手術車についての運用前後の違いです。移動手術車の運用により、多頭飼育者が不妊手術の必要性を理解している場合、不妊手術を実施することにより多頭飼育崩壊の未然防止の一助になる。必要に応じ、猫の森スタッフが移動手術車への搬入もサポートしますので、動物病院に連れていけないという多頭飼育者にも不妊手術の機会となる。加えて、飼い主は猫の飼養や引取りについて猫の森との相談が可能となる。また、多頭飼育崩壊において、多頭飼育者が動物を徐々に手放しながら生活を立て直す場合にも、猫の森移動手術車により不妊手術を行い、さらなる動物の増加を防ぐことが可能である。

スライド5ページをご覧ください。猫の森と連携した多頭飼育崩壊対応内容です。多頭飼育者宅を訪問し、飼育に関する相談や指導を行っている。その際、必要に応じ、猫の森が移動手術車で不妊手術について説明を行う。多頭飼育者の生活の立て直しのため、猫の引取り及びその譲渡を行う。猫の引取りは、多頭飼育者の状況やセンターの状況により、一旦センターで引取る場合と、猫の森が直接飼養者から引取る場合がある。令和元年から今年度までで10件以上の多頭飼育者に対し連携して対応し、約200匹の猫を猫の森にセンターから譲渡を行っている。

スライド6ページをご覧ください。猫の森はセンターに譲渡ボランティアとして登録しており、年間を通じて猫の森に譲渡をおこない、センターが管理する猫の数の抑制につながっている。センターの譲渡に占める猫の森の割合は、例年3割前後となる。その他、猫の森は市TNR事業利用者に対し、猫の運

搬ボランティア等も行っている。

スライド7ページをご覧ください。多頭飼育崩壊の未然防止のため、公民館駐車場における猫の森移動手術車運用は継続する。説明は以上です。

○中村会長 ありがとうございます。質疑応答の時間はまた後程設けますので、次に猫の森の北村代表に準備していただいた資料をご覧ください。ではご本人様から活動内容についてご説明をお願いいたします。

○猫の森北村代表 今日は皆様の意見をお聞かせいただけたということで参加させていただきました。改めまして、一般社団法人及びNPO法人猫の森代表の北村と申します。よろしくお願いたします。まず猫の森というのはどんなところかということで簡単に資料を作成しましたので、皆さんにご紹介させていただく。

猫の森の活動ということでまず先程センター所長からの話もありましたが近年多頭飼育崩壊が多いということで、多頭飼育崩壊の案件でセンターからお話があったものに関しては基本的に全て引き受けている。また、船橋市動物愛護指導センターにもともと収容されている猫、これは多頭飼育崩壊事例とは別で例えば幼齢の91日齢未満の子猫や病気の猫、そして負傷している猫、そういった猫を基本的に引き出している。また船橋市内の飼い主がいない猫の不妊手術のお手伝い、TNR事業もお手伝いさせていただいている。また、そこで手術ができない猫、怪我をしている猫、子猫を保護している。その他、緊急な案件、緊急と言ってもいろいろあると思いますが、その中には本当に飼い主さんが急に飼えなくなったとか、そういったところからの引取りを行っている。

これが実際にセンターの職員の皆さんと一緒に入った現場の写真です。ここは21匹飼育されていて、結局1匹は残して、20匹は猫の森で全部引き取った。その時の現場の映像です。私たちもセンター職員と同じように100円ショップで買った市販のカップや靴カバーをつけて、手袋をして同じような格好で中に入っている。右の一番端の写真も同じで、本当に猫が21匹いた。けれどもそこに人も住んでいました。これぐらい、猫にとっても人にとってもひ

どい環境だったと思う。

猫の森には保護施設、通称猫の森ハウスというものがあつた。その中の簡単な業務内容についてお話しさせていただきます。午前の10時から12時の約2時間、あと午後の19時から21時各時間に4、5名、今実際6名程来ている。給餌や投薬、猫たちの日々の体調管理と施設の衛生管理を毎日やっている。これはもう365日です。年末年始も必ず毎日欠かさず来ております。施設内の猫の飼養管理です。あと預かり猫の管理、これは常に施設内に50匹程いる。それ以外が全て各お家での預かり猫なので、全てを合計すると常時100匹程いる。月曜日から金曜日私たちスタッフが同じ施設内の事務所に常駐している。その中で事務作業を行っているが、保護団体がどんな事務作業があるのかとよく聞かれますが、かなり事務作業が多くなっている。問い合わせの電話やもちろん保護してくれというお話や、野良猫の問題であったりとか、あと場合によっては今家の庭に猫が倒れている、どうしようかといったことの連絡があつたりする。それと苦情の連絡、おそらくセンターにかかってくる内容と同じような相談が猫の森にも入っています。その一つ一つに全て対応している。また、電話以外にもメール対応等の対応をしているので、今常勤職員が私含めて3名いるが、その対応プラス猫が常に100匹いるので、その100匹の体調管理とそこに関わる預かりボランティアが今50名程いるので、その50名とのやり取りを日々行っている。

また、大体月に20匹前後の猫の譲渡のお申し込みがあるので、その申込者に対する対応です。面会への対応や、動物病院に必ず連れて行っているのもその猫の診察への対応がある。譲渡書類も日々届くので、そういった譲渡関係の書類の整理に加えて先程もから申し上げております移動手術車の手配が多くなっている。

今預かりボランティアが約50名、ミルクボランティアこれは本当に乳飲み子対応の方で、ミルクボランティアが今120名程、猫の森ハウスの施設のお世話のボランティアは約120名いる。預かりボランティア、ミルクボランティア、施設管理のボランティアごとに、管理者というリーダーを決めてその

二人ぐらいの中で管理してもらう。

それと1日の業務の中には相談者対応があり、結構個別の対応が多いので、ここに関しては、連絡をもらったらなるべく早い段階で現地に出向いて状況を確認している。そこに対しご本人の了解を得て、センターの方に情報を共有している。

今度は逆に行政対応依頼です。こちらはセンターからの相談です。もちろんこれも飼い主さんの了承を得てセンター職員が私たちの方に連絡をいただいて一緒に行くということをしている。

こちらが猫の森ハウスの様子です。ケージがたくさんあり、猫もフリーにもなっておりますが、ケージ管理をしている猫は理由があつてケージで管理している。それはいきなりたくさん猫がいる部屋に放すことはできないので、まず新しい猫が来たらこの部屋ではない別の階に部屋があり、そこに一旦隔離する。約2週間隔離部屋で隔離をした後に健康管理をしつつ他の猫がいる部屋に移す。その後、やはりいきなり前からいる先輩猫達との相性を含めてすぐに放すわけにはいかないので、食事の管理、排便の様子等を見るために一時的にケージを使う。人がいてもご飯が食べられるようになった子からどんどんフリーにしていく。そういった形にしている。ただやはり収容しきれない猫や、やはり人がいても本当にご飯食べられない猫、他の猫と全くうまくやれない猫も中には出てくるので、そういう猫達は預かりさんのところに移動させている。

現在ビルの2室の中に5部屋あり、それを猫の部屋としている。その中に猫エイズキャリアの部屋が1つだけある。その5部屋の中でもまた個別に分けているのですが、今1匹糖尿病の猫の管理をしており、1ヶ月半ぐらい毎日インスリンを打ち、体重とおしっここの量とお水の量、これを毎日獣医師に報告している。心臓の疾患があつて他の猫とちょっと接触できない猫もいるので、その猫も個別のケージではない小さな個室を作っている。

これが昨年2022年11月から千葉県内で運行を始めた猫の森の移動手術車の様子です。一番左に映っているのが公民館での不妊手術の際の写真です。皆さん多頭飼育者なのでキャリーに入れて連れてきて

もらっておりますが、キャリアを持っていない飼い主さんも多いです。その場合は事前に数日前にキャリアをこちらから貸出しをして当日持ってきてもらう。ほとんどの方がそうなのですが運搬できないという方もいる。そういう場合はこちらから、前日もしくは当日にスタッフが行き、一緒に運搬をしている。

移動手術車を公民館で行う必要性を数点説明させていただく。まずやはり公民館という場所はとても市民に分かりやすい周知されている場所だと思う。また、すでに多頭飼育で崩壊した人、またその予備軍ですね、多頭飼育の恐れのある人はかかりつけの獣医師を持っていません。また長距離輸送による猫の負担を軽減できること、これは大きいかなと思う。先程申し上げたように運搬ができない方はこちらのボランティアさんの方に行ってもらい搬送も行う。手術時の緊急対応できる協力病院への搬送もしやすい。船橋市内にたくさんの協力病院があるので、そちらに今の公民館の場所からですと緊急搬送もしやすい。多頭飼育の問題は皆さん猫の問題と捉えられているが、ほとんどがもう人の問題です。また個人個人の問題ではなくて、もう全体的に見るとこれは社会問題じゃないかと考えている。ですから公共の場所である公民館で実施することで地域の環境問題に取り組んでいるということが周知されるのではないかと考えている。多頭飼育が発覚したらまずすることはとにかく急いでスピーディーに対応することが必要不可欠です。次の繁殖を必ず食い止めることが最重要だと思っている。一度の手術で約 20 頭の不妊手術を実施している。手術のタイミングで、捕獲器に入れて手術しやすい状況にすることもあるので、この場合捕獲器を使用している。千葉県各地域からの要請にも対応している。今現在で、毎月 1 回君津市でも運行しているので、君津市の数字も後程発表する。

それ以外、船橋市以外ですと昨年 2023 年度の実績としては八千代市、千葉市、山武市長生郡等千葉県のあちこちに行っている。2023 年 4 月から 3 月までの公民館の実績です。こちらは 166 頭、オスが 79 頭、メスが 87 頭です。公民館以外の船橋市内は 1 件

の家で、オスが 3 頭でメスが 6 頭です。船橋市内の実績は 23 年の 4 月から 3 月で 235 頭、オスが 110 頭でメスが 125 頭です。君津市が 2023 年の 6 月から 3 月、1 月だけ行かなかった時期あったが、全部で 146 頭、オスが 67 頭とメスが 79 頭です。全部含めて年間 411 頭の手術をしている。手術車の執刀医は登録している獣医師が手術をしていますが、この時は若手の獣医師が育成のためにということで見学に来た。2023 年の 2 月ですけれども船橋市内にある廃業ブリーダーの方で、多頭飼育放棄がありましたのでセンターの場所を借りて手術前にシャンプーや爪切りを行った。その時にさすが 20 匹と猫がたくさんいたので、専門学校の千葉愛犬フラワー学院の生徒さん 8 名が手伝いに来てくれた。この時は学校の先生も来てくれました。

私たちはやはり保護される猫、保護猫を生み出さないためにということでいろんなことを啓蒙していきたいなと思っている。まず終生飼養の徹底、一度迎えている猫は最後まで責任を持って飼育する。場合によっては飼わないという選択肢も必要ではないかと思っている。次は不妊手術の徹底です。不妊手術は絶対です。もう少ししてからとかまあいいやという安易な考えで飼育者の人生が変わってしまうこともある。手術費用の捻出ができない場合には、必ず地域の動物愛護センター等に相談してくださいということも伝えている。次に室内飼育の徹底です。過去の事例ですけれども保護した猫が保護した時は生後 4~5 ヶ月だったため、不妊手術はちょっと早いかかなと思っていて、そんな矢先に家を脱走してしまい、3 日後に戻ってきた。その猫が 2 ヶ月後に出産をしてしまい、子猫が生まれてしまった。自分自身で何とか子猫 2 匹の里親を探したが、残っていた子猫が今度また生後半年を過ぎたら母猫と繁殖してしまった。それが結果的に 41 匹になったという事例がある。その時の 41 匹の猫は猫の森で保護させていただいた。こういったところで、本当にこの船橋市市内でなぜこんなに多頭飼育崩壊が起こっているのかなと考えてしまいますが、まずは自分達で出向いて手術を本当にスピーディーに行いたいなと思ったのがこの移動手術車を作った理由です。ありが

とうございます。

○中村会長 ありがとうございます。猫の森の北村代表は多頭飼育崩壊の現場に実際に何度も立ち入ったことがあると伺っている。いろんなご苦労も多かったと思う。せっかくの機会ですので北村代表へのご質問の時間を設けさせていただきたいが、その前にこの報告事項に関連して事前に委員の皆様配布した資料についていくつか事務局へ質問いただいておりますので、委員からの事前の質問を紹介し、併せて事務局から質問に対する説明をしてもらおうかと思っておりますがよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 事前に牧野委員、駒田委員から質問をいただいておりますので、こちらについて回答する。まず牧野委員から手術実施日を記載したチラシを配架し、事前に周知していましたが、何日前からどのような場所で周知されているのかというご質問です。実施場所は公民館で、公民館では市の他の事業等のお知らせが多くあることからスペース等の関係で施設管理者の方が割り振りをする。2つ目が多方面に配慮するため、具体的にどのようなチラシ内容で告知されているのかというご質問です。今先程お配りしましたチラシになりますが、こちらで、猫の森のホームページ等で周知されている。

次に駒田委員からご質問をいただいている。猫の森移動手術車の運用状況について、手術数はすべて多頭飼育だったのでしょうかというご質問です。本事業は市と猫の森との共通認識のもと多頭飼育崩壊を未然に防ぐことを目的に経済的困窮者や多頭飼育者等一般の動物診療施設を利用することが、金銭的に難しい飼い主を対象に実施している。

次のご質問が、チェックシートを資料として添付してもらいたい、市でチェックシートを回収しているのか、回収している時期はという内容です。チェックシートは今お配りしたものとなっている。チェックシートの回収については個人情報を除いたものを猫の森から毎回移動手術車運用の前日に提出していただいている。

3つ目のご質問が、資料3の5ページ目、令和3年度から5年度までの1件につき何匹飼養していた

のか、合計だけでなく内訳を教えてくださいというご質問です。令和3年度6件129匹の内訳は、1件目が20匹、2件目が29匹、3件目が12匹、4件目が40匹、5件目が16匹、6件目が12匹で合計129匹です。令和4年度の3件49匹の内訳は、1件目16匹、2件目15匹、3件目18匹の合計49匹です。令和5年度の2件57匹は、1件目が36匹、2件目が21匹です。以上です。

○中村会長 ありがとうございます。それでは改めて北村代表にご質問のある方は挙手頂けたらと思います。皆さんせっかくの機会ですので質問の方をお願いします。

○駒田委員 猫の森への質問ではないのですが、今の回答で明言いただけなかったので再度確認する。資料3ページ目の手術車の運用状況に関して、市との連携は多頭飼育者に対して行うと回答がありましたが改めて聞きますけれど、全部多頭飼育崩壊の猫を不妊手術しているということによろしいのでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 多頭飼育の方もおりますが、経済的困窮者の場合もあるので、すべてが多頭飼育者とは限らない。

○駒田委員 それではすべてが多頭飼育者か生活困窮者ということで、飼い主のいない猫はいいということですね

○動物愛護指導センター所長 飼い主のいない猫は入っていない。

○駒田委員 飼い主のいない猫、又は普通の飼い猫は貧困ではないと思うが、生活困窮者と多頭飼育以外の猫はやっていないのかという確認です。

○動物愛護指導センター所長 飼い主のいない猫、普通の飼い猫は入っていないので、こちらに示したとおりである。

○衛生指導課長 いわゆる条例だと多頭飼育は10頭以上としているが、猫は繁殖力が高いため、10頭未満にあたるものも移動手術車の対象としている。

○駒田委員 それについての判断基準はあるか。

○衛生指導課長 生活困窮者かどうかについては、チェックシートで確認するとともに必ずしも10頭以上でなければ手術の対象としていないわけではない。10頭未満であっても生活困窮者、年金生活者等

収入の低い方は対象としている。

○駒田委員 ということはチェックシートではまららない、その他で受けているものがあるということか。多頭というものは、2頭以上から多頭として判断していることか。

○衛生指導課長 その他ではなく、チェックシート中の多頭飼育、経済的困窮、高齢等といった方が不妊手術を行っている。

○駒田委員 多頭飼育は2頭、3頭でも多頭飼育になる。どこで線引きをしているのか。

○衛生指導課長 10頭未満としている。

○駒田委員 それでは2頭も多頭なのか

○衛生指導課補佐 実際のところ、本当に目的にかなった人だけが利用しているのかというところが1番お知りになりたいところかと思う。私自身も不妊手術は絶対的に良いことだと思っている。ただし今まで皆さんからご意見をいただいている中で、やはり行政として取り組むべきはここだということで、多頭飼育の崩壊の予防、これに尽きるということで考えてチェックシートを整理し、猫の森とも話をしている。その中でこのチェックシートを毎回毎回事前に提出していただいている。そのチェックシートを見ていくと多頭飼育か、経済的困窮のどちらかに必ず○がついている。そして下部のところ実際に飼っている動物の一覧という欄があり、欄に収まり切れない時もあるし、場合によっては3頭くらいの時もある。ただし、オス、メスが同居していて不妊手術がされていない、経済的困窮がある、必ずしも頭数に縛られずに、状況を複合的に見て多頭飼育崩壊予備軍ととらえられるものに限っていることを確認している。

○駒田委員 そこは市の方で確認をしているということで、猫の森も実際にヒアリングを行い、さらに市の方でもチェックシートの確認をしているということですね。わかりました。

○石塚委員 北村代表に質問です。1年ぐらいこの件についてこの会議の場で話をさせていただいている。これが公民館に貼られる周知するポスターか。

○北村代表 はい。

○石塚委員 このポスターを読む限り、これはどち

らかかというと猫を募集する意味でのポスターであって、必要なポスターは2種類あると思う。必要なポスターは多頭飼育の猫に来てもらうためのポスターが1つと、後は公民館を利用される方に対して、こういったことがありますので、例えば猫のアレルギーがある方でしたり、そういった方がそこに来られる際に、例えばこの場所がそういうものがやっていますので本当に駄目な方は来ない方がいい、それはちょっと違うのかもしれないが、そういったこの開催されることを周知するポスターが必要と思う。まずその募集するっていうことに関しては実際これを公民館に掲示されていたとして、生活困窮の方がそれを目にしてじゃあ募集するかと言うとそうなのかなと思いますし、その他の場所でどういった場所に公民館以外でこちらのポスターを今まで見たことはなかったのか、どういった場所に掲示しているか。

○北村代表 ポスターに関しては話があったように、確かに猫を募集するだけのポスターである。先程言われましたように利用者の方々にこういったアレルギーがあったり、こういうことがあるならば嫌だという方がいるならば、近寄らないようにといった内容にする等、今後ポスターの中身は少し改善の余地があるかなと思っている。ポスターの配布場所は、船橋市内の公民館を回らせてもらったが、やはり掲示板の狭さ、いろいろな団体さんが掲示物を貼ってほしいということで、掲示しているところもあれば、掲示されていないところもあると思う。それと、ポスターを貼ったが、私たちの基本は保護団体が母体なのでやはりそんなに費用はたくさんかけられない。そのため、ボランティアさん達にお住まいの地域を聞いて、例えば50部の投函をお願いして、実際にそれを人づてに見てという形でご連絡してきている方はいる。また、公民館を利用していないけれども、利用した人から、こういった猫の不妊手術があるということで、伝言ゲームではないですけども誰かに聞いたとかそういったことで連絡があり、不妊手術をお願いしたいという方もいる。後は、実際自分ではないけれどもご近所の方でこういうお家があるから不妊手術をしてほしいという話もあった。

○石塚委員 ありがとうございます。あとこの会議

で何が問題となっていたのかということと公民館を使うことに関してどうなのかというのがまず問題になっていて、猫の森は私でも知っているぐらい有名な団体さんですし、ほかの場所、例えば公民館、その市の建物ではなくてもすごく効果的な場所が他にもあるのではというのは正直思うが。

○北村代表 おっしゃるように確かに、例えば企業とか、こういった場所を使いたいから貸してくださいと呼びかければ、おそらくあると思う。ただやはり公民館でやっているということ、これがただの個人の問題ではなくて、社会の問題であり、これを真面目に船橋市と一緒に取り組む気持ちがある、そして船橋市もこれを大事なこととして取り組んでいるということ、皆さんに分かってもらうためには公民館を利用することがとても重要だと思っている。

○石塚委員 その通りですが、基本的には猫を飼うということは自分でその不妊手術をすることが基本的なことなので、そのそういった意味では、社会の問題としてというのはありますが、でも猫を飼う義務としてやはり不妊手術は当然自分のお金で出さなくては行けなくて、ただそのすごく安い金額でできるとなってしまうとやはりいろんな一般の人も入ってきやすくなってしまふのかな。市が応援してくれている取り組みなのだなというふうな印象を与えないのかなというのが今まで話し合ってきた中でも何度か出た話なので私的にはそういうふうには判断したのですが、その辺はいかがでしょうか。

○北村代表 実際に猫を飼っているとそろそろ不妊手術の時期だからお願いしたいという問い合わせもあった。もちろん全てお断りしている。まず手術をしたいからといって簡単に受付はできない。先着順でもないし、まずヒアリングさせてもらっている。どういう形で何匹ぐらいいるかとかかりつけ動物病院はありますかと必ず聞くようにしている。かかりつけ動物病院があるという方はすべてお断りしている。

○石塚委員 ありがとうございます。

○中村会長 他に質問はあるか。

○牧野委員 チラシを見せてくださいということでお願いしておりましたが、12月にQ&Aみたいなも

のをいただいていた、その時の質問と重なるが、アレルギーの人等に配慮するためにどうしていますかという問いに対し、回答であらかじめ不妊手術を周知し、利用者に配慮している、もうやっていますという形で回答いただいておりますが、それはどうでしょうか。

○北村代表 まず私たちが猫の不妊手術の際に猫を保管する場所は公民館の外の駐車場です。そのため、猫が館内に入ることは一切ありません。また皆さんが何をしているのかと近くまで来られることがあっても、必ず猫の不妊手術をしているということで猫が触れるような場所には行けないようにしている。テントを使用し公民館の利用者から目隠しがされる状態になっているので、そういう意味では猫の毛とか、その必要以上に館内に入らないという形にし、例えば駐車場の止める場所の位置も館長と話をし、極力利用者さんの方に迷惑ならないような場所ということでお借りしている。

○牧野委員 この時の12月にいただいた答えでは手術実施日を記載したらし等を配架し予め手術について周知し、利用者へ配慮していると書かれているので、そこが気になっている。

○北村代表 おそらくなんですけど、その当時使っていたチラシには日付が入っていました。その後日付が第3木曜日なのか、第4木曜日なのかというところで獣医師の先生とのやり取りがあり、そこで改めて日付を入れてしまうと毎月チラシをこれでお願いますという手続きを実施日前に持っていかなければいけなくなる。そのため、実施日はこちらをご確認くださいという形にさせていただきました。その12月の時点では日付を入れていた。

○牧野委員 ありがとうございます。あともう1点あるが、先程普通の飼い猫や野良猫は不妊手術していないということでしたが、今月のブログでは野良猫も受付していると書いてあったが。

○北村代表 そうですね、今ちょうど船橋市の飼い主のいない猫の不妊手術事業の申請が3月で受け付けられないことで、猫が妊娠してそうだという問い合わせがあった。市の方の申請が次は4月1日からということなので、特別にこの時期だけ受け付けま

すと書かせていただいた。実際飼い主のいない猫で妊娠している猫がいてそのまま放置しておけば出産してしまいますよね。なので、そのように書かせていただいた。

○牧野委員 ありがとうございます。私も TNR 事業使わせて頂いて、今この時期がないのがとても困っているというか、今必要だなと思っておりますが、それは猫の森にやっていただくのではなくて、今はしょうがないのかもしれませんが、市でこの期間もやるという形でやっていただきたいなと思っていて、これ全体的に資料を読んでいて、市と猫の森が連携してやるというよりは、猫の森がほとんどやっていて、センターは市の事業というかセンターの機能強化として私たち委員が議論していると思っておりますが、猫の森がすごいということしか伝わってこない資料であったため、仕組みとして、例えば、行政だけでは対応が難しく、ボランティアの協力が必要ってということが書いてあったが、福祉部門との連携とか仕組みづくりみたいところで、それでその上で猫の森に協力していただけたところをしていただくとか、市がメインじゃないとおかしいのではというふうに資料を読んで感じた。

○中村会長 後半は市への提言と思う。事務局いかがか。

○動物愛護指導センター所長 TNR 事業につきましては、そういう要望も多いことから来年度は申請期間を1ヶ月後ろにずらして、今まで1月15日までの申請を2月中旬までとし、3月末まで不妊手術ができるような状況となっている。

○牧野委員 4月もできるようにはならないでしょうか。4月はすぐく子猫が生まれてしまう時期だと思っております。

○動物愛護指導センター所長 4月につきましてはどうしても動物診療施設に委託する形になるので、申請期間とその決定するまでに1ヶ月空いてしまうというところで、今のところ難しい状況です。

○牧野委員 今のところ難しいということで、今後は是非検討していただき、市の穴埋めを猫の森にやっていただくのではなく、市でできるということを期待します。

○中村会長 他に質問はあるか。

○駒田委員 北村代表への質問ではないが、本当に一通りこの資料を見せていただいて、すごいなど、猫の森頑張ってるってすごいなと思って、本当にそれは尊敬しますし、本当に私たちができないことやったださって本当にありがたいと思っておりますが、市は何やっているのかというところが正直なところでは。これを見ると本当に全体的に猫の森に頼り切っているというところ、一つの団体だけに頼り切っていると言うのは、ちょっとどうなのだろうという疑問がある。あと船橋市は動物愛護推進員が9名もいらっしやる。こちらにいらっしやる切替さんもそうですけれど、例えばその近所でできないから、猫の移動だけするよとかそういうことならば、ある程度のことも動物愛護推進員の方ならできると思うし、そういうのを例えば動物愛護推進員の方に、そういうことできる人いませんかとか募ってみて、全然いませんでした、誰も協力してくれませんでしたというならば、しょうがないですけどそういうところから、もうちょっと色々広げて協力してくださる方々をもっと広げた方がいいんじゃないかなというふうに私は思いました。

○動物愛護指導センター副主査 猫の森に協力いただいている部分は大きいですが、全部が全部猫の森にお願いしているわけではなくて、譲渡ボランティアも28団体ご登録いただいておりますそれぞれ皆さん得意な分野がある。その時の収容した猫の状況に応じて、例えば子猫が得意なボランティアさんには子猫を譲渡する、猫の森だとへその緒がついた乳飲み子や他の譲渡ボランティアでも譲渡が難しいような人なれしていない猫や先程おっしゃられていた怪我をしていて、センターでは治療が難しいが、何らかの治療をしたら譲渡ができそうな猫等猫の森でなければ譲渡できない猫については、猫の森に協力をいただいている。猫の森だけに頼っているのではなく、いろんな得意な方にお声かけするように、負担が分散するように考えている。動物愛護推進員の協力については、犬が人を咬んでしまった時等の飼い方の指導は、切替委員が動物愛護推進員であるので、一緒に飼い主の家に同行して頂いたり、後は例えば

地域猫活動を行いたいという方がいらっしやれば、動物愛護推進員に話をしたり、犬の不妊手術に困っているという相談があれば、そのような相談に乗ってくれる動物愛護推進員と相談したり等、動物愛護推進員にも得意分野があるので、相談内容に応じてご協力いただいている。こちらも1つの団体だけにお願いしてしまうと負担が集中してしまうので、そのようなことがないように動物愛護推進員やボランティア団体の方の負担が増加しないように配慮して対応している。

○保健所長 特定のところに負担がかからないようにということはもちろん配慮させていただいていると説明させていただいたが、委員の方からも先程幾人の方から意見がありました、やはりオープンな形で、見える形で市として困っているからこういうことをしたいと思しますので、こういう方々を募集したい、そういうのをできるだけ見える化をして、その中でももちろん応募があればあれですし、応募がなければあれですが、いつの間にか話が決まっているみたいというように取られていることも、もしかしたらあるのではないかと私も色々今のご意見を伺って感じましたので是非そのような形に改善させていただきたいと思っている。まさにここの会議というのはやはりこういう委員の皆様のご意見があって我々も当然市だけでやるのではなく、関係の皆様方のご出席とかもいただきながらやりたいと思う。ただ災害の時等何かあった時、市だけでは全然できないので皆様方のお力添えが必要と思っておりますので、やはりそういう意味がこの会議を立ち上げた意味があると思しますので、困った時だけこの会議に泣きつくのではなくて、日頃からやはり委員の皆様とも連携しながら、やっていかせていただきたいと思います。

○駒田委員 何が言いたいかというところ資料に関しても猫の森との連携についてということしか書いていないという部分で、それでは先程犬のこととかおっしゃいましたが、犬のことについては今回は関係なく、多頭飼いの話をしているので、例えばセンターで今度不妊手術をしますから誰か運んでくれませんかとかそういうのをもっと広く募集すると

かそういうことをしてみたいかですか。それをするとなんかいいかというやはり市民の皆さんに知れ渡っていくので、今保健所長がおっしゃった通り、なにかわからないが、猫の森となにかやっているみたいよというふうに言われるよりは、何か皆でいろんなことをやっているというふうに、その一部を猫の森が担ってくれているのだなというふうに市民の方が納得できるような方法を取られた方がよろしいのではないかとこのように思った次第です。

○中村会長 ありがとうございます。皆さんまだおっしゃりたいことたくさんあったと思うのですが、ちょっと時間に限りがございますので、そして肝心の北村代表への質問があまりなく恐縮でしたが、本当お忙しい中、貴重な意見賜りましてありがとうございます。

北村代表は、傍聴席の方にお戻りください。

それでは最後に動物愛護をめぐる主な課題検討スケジュールについて、事務局案よろしくお願ひします。

○動物愛護指導センター所長 資料4 船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール（予定）をご覧ください。

本日は、動物愛護管理対策会議（第22回）として、議題1 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果の検証について、議題2 災害時等における動物愛護指導センターの役割について、その他として、多頭飼育崩壊の未然防止等に係る連携について（報告）のご協議をいただいた。

今回は、令和6年8月頃 動物愛護管理対策会議（第23回）を予定している。議題として、動物愛護指導センターの機能強化についてとして（1）多頭飼育問題への対応に係る連携、（2）動物の適正譲渡のための仕組みの整理、災害対策に関するハンドブックの改正等について等を予定している。説明は以上となる。

○中村会長 ありがとうございます。では次回の会議は事務局提案の通りとします。次回の会議までに

また資料を各委員に事前に送付させていただく。次回の会議の日程は8月頃、日程についてはまた後日事務局と調整してお伝えするという事によろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それではそのように決定させていただきます。他に何かご発言よろしいでしょうか。

それでは以上で本日の議事を全て終了いたしました。第22回動物愛護管理対策会議を閉会します。長時間にわたるご協議本当にご苦労様でした。ありがとうございます。私の議長の任務を終了いたします。

竹田衛生指導課長補佐
染井動物愛護指導センター所長
千葉動物愛護指導センター副主査
小林動物愛護指導センター副主査

〔傍聴者〕

2名

16時35分閉会

〔閉会后〕

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調製でき次第、委員の皆様へ送付させていただきますので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

〔出席委員〕

中村会長
早川副会長
泉谷委員
切替委員
駒田委員
石塚委員
牧野委員
南川委員

〔関係職員〕

筒井保健所長
小栗保健所理事
高橋衛生指導課長